



第238号



- 第53回定期総会 新会長に高橋 俊美氏、副会長に乙頬、赤石の両氏
- 2010 NEW環境展 協会ブースの東京都環境整備公社と会員11社が単独出展
- 女性部 「台所から地球を考える」をテーマに勉強会開く
- 地球温暖化対策 金星の謎と二酸化炭素



社団法人 東京産業廃棄物協会

**有明興業は、未来のエネルギーを創造します。**

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。  
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場 第2バース 第1バース

2009~11年度 収集運搬業  
（資源を扱う）  
産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業  
（資源を扱う）  
産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012 検索：<http://www.aknet.co.jp/>

**有明興業株式会社**  
ARIAKE KOURGYO CO., LTD.  
〒136-0083 東京都江東区若洲 2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 ECO4JO2B4 MATSUDA SANGYO

**ZERO**

**技術です  
キケンなゴミを資源に戻す**

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。  
**ゼロ・ジャパン株式会社**  
MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX 03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第53回定期総会]

新会長に高橋 俊美氏、副会長に乙顏、赤石の両氏  
70歳定期制打出し前役員陣に比べ3.5歳若返る

[2010NEW環境展・地球温暖化防止展]

当協会ブースには東京都環境整備公社  
会員の単独出展は正会員3社と賛助会員8社

[女性部]

「台所から地球を考える」のテーマで勉強会  
文京学院大の中山工学博士招き講演会開く

[地球温暖化対策]

金星の謎と二酸化炭素

新入会員紹介	24
協会の主な今後の日程	25
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part48	27
産廃相談 ア・ラ・カルト ②	28
会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ)	30
委員会報告 (青年部、安全衛生推進委員会)	31
よろず相談 (法律・廃棄物の定義と判断基準 (2))	32
お江戸ぶらぶら歩る記	38
事務局だより・編集後記	40

## 第53回定時総会

### 新会長に高橋俊美氏、副会長に乙顔、赤石の両氏 70歳定年制打出し前役員陣に比べ3.5歳若返る



総会風景、21年度事業報告説明する古川専務理事

（社）東京都産業廃棄物協会は、平成22年5月26日（水）午後4時30分から港区青山の青山ダイヤモンドホールにおいて第53回定時総会を開き、平成21年度事業報告と決算報告をいずれも満場一致で承認、理事、監事全員任期満了に伴う改選では、70歳以上は再任しないという内規を採用、選考委員により理事20名、監事2名の候補者が選出されて満場一致で決定、新任理事による理事会で新会長に高橋俊美氏を選任、続いて役付理事と吉本会長の名誉会長就任が決定した。

午後6時から会場を改め懇親会が開かれ、新任の高橋会長の挨拶と恒例のご来賓の紹介とご挨拶に続き、例年通り各社から推薦された12名に優良従事者表彰が贈られるなど、新体制による協会の前途に明るい光が差し込むような雰囲気を醸し出していた。

総会は木村事務局長の司会で開始され、渡辺常任理事の開会宣言の後、司会者から「5月26日現在の正会員数587名に対し、本日の出席者110名、委任状による表決数は315名となっておりま

す。従いまして委任状を含む出席者数は425名で、出席率は72.4%となりまして正会員数の過半数を上回り、本総会は有効に成立しました」との報告がなされた。



挨拶する吉本会長

まず吉本会長が指名により挨拶にたち、月末の決算月に沢山の出席があったことを謝した後、「本総会は事業報告と決算報告に加え本年は二年に一度

の役員改選という議案が控えております。特に役員改選におきましては、この度、22名全員が退任するわけですが、私は70歳以上の方は選任せと決めさせて頂いておりますので、70歳以上の方は本総会で役員を降りて頂き、一部例外として転勤になる方にも交代して頂きます。

それらについては選考委員になられる方が十二分に良い方を選んで頂けるものと思いますが、私は丁度70歳になりますので選ばれないことになっております。4年勤めさせて頂いた会長職も今日で終わりとなります。皆様の健勝と協会が益々発展していくように祈念致します」と挨拶した。



乙顔議長

続いて議事に入り、乙顔副会長が議長に選出され、本日の議事録署名人として泉昌男氏と加藤宣行氏の2名を指名した。

### 【事業報告と決算報告及び理事監事選任】

続いて審議に入り、平成21年度事業報告と決算報告について、議長の指名により両報告とも古川専務理事から大

要次の通り説明が行われ、いずれも議場に詰ったところ、両議案とも異議なく満場一致で承認された。

#### 〈事業部門〉

##### ●調査研究事業（第1号事業）

法律の改正、行政機関の動向など、必要不可欠な情報を、的確かつ速やかに会員に提供するために、多方面にわたる調査・情報収集を行い、機関誌『とうきょうさんぱい』やホームページ、各種研修会、相談業務を通して会員に情報提供を行った。

##### ●研修事業（第2号事業）

まず、一般の研修事業については、各職層に合わせた各種研修会、講習会を行い、特に21年度は、東京都の第三者評価制度実施に協力するため、単年度限りの受託事業として、説明会を開

催した。

会員を対象とした安全衛生研修会は、安全衛生研修会、リスクアセスメント推進研修会を計2回開催、国内処理施設見学研修会は札幌リサイクル団地内の施設を見学。また、廃棄物処理実務者研修会、産業廃棄物処理業者講習会、医療廃棄物処理研修会は、いずれも日本産業廃棄物処理振興センター、全国産業廃棄物連合会、東京都、東京都医師会という関連団体との連携・共催による研修会、講習会であり、産業廃棄物実務者講習会120名、産業廃棄物処理事業者講習会162名、医療廃棄物処理研修会311名の参加者があった。

そのほか、第三者評価制度説明会を東京都からの受託事業として、処理事業者向け、排出者向けの計10回を実施し、次に講習会事業については、例年通り、東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、実施機関である財日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施した。

その結果、新規許可申請講習会は計1,120名、更新許可申請講習会は計1,132名、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会は計2,829名、医療関係機関等対象の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会は計486名の受講者があった。

講習会全体では、20年度は35回、6,001人であったのに対し、21年度は34回、5,567人となり、参加者数で約7%の減少となり、全体的に減少したが、特に医療機関等対象の講習会が大幅に減少した。

#### ●相談指導事業（第3号事業）

21年度の相談件数は2,166件で、前年

2,032件に比較し6.6%の増となり、相談内容は、相談区分では産業廃棄物の割合が、業種別では排出事業者の割合が高まっている。

#### ●普及事業（第4号事業）

協会発行図書等の有償頒布は、「マニフェストシステムがよくわかる本」の売れ行きが10倍余りと大幅に伸びた。

車両表示板作成あっせん事業の実績は57社、118組だった。20年度に比べ受注数は6割の減となった。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業は、廃棄物処理法で義務づけられている「マニフェスト」について、連合会及び建設八団体副産物対策協議会から受託し販売しているもので、マニフェストの頒布実績は、合計で185万8,900セットであった。20年度より約9%減少している。電子マニフェスト用の送り状は12%の減少となった。

環境活動事業は、女性部が実施主体となり、次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動を、区や市の環境イベントに参加する形で2回実施した。

#### ●機関誌の発行事業（第5号事業）

21年度は、会員に対する基本的な情報伝達手段である、機関誌「とうきょうさんぱい」は、第224号から235号まで計12号を発行した。

#### ●環境対策事業（7号事業）

産業廃棄物環境対策基金事業は、産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、15年度に創設した「産業廃棄物環境対策基金」を21年度は358万円の積立を行い、総額3,108万円に拡充した。近隣の協会と比較す

るとまだ桁が小さく、引き続き拡充に努める。

災害廃棄物処理活動事業は、積立金の積立を開始する予定だったが、モデルとしていた全国産業廃棄物連合会の災害廃棄物処理協力資産が、去る2月の臨時総会において取崩しが決定されたため、協会においても積立を保留のうえ、今後の対応を検討することとした。

#### ●顕彰・表彰事業（第6号事業）

平成22年3月の常任理事会において、平成22年度表彰者選考委員会を開催し、会員各社に推薦を求め提出された候補者を対象として、表彰基準に従い、業績、年齢、勤続年数などを資料として、次の12名の方を表彰することとした。なお、表彰は、本総会終了後の懇親会の場において実施した。

佐藤千恵 氏 (株)小谷中  
牧田真彦 氏 (株)東日本環境アクセス  
佐々木 豊 氏 (株)山一商事  
小石川義明 氏 (株)市川環境エンジニアリング  
泉川清水 氏 (株)中央ロジスティクス  
根本勝夫 氏 (株)東亜オイル興業所  
仁田水健二 氏 ワイエム興業(株)  
広江 勝 氏 (株)増渕商店  
戸井田光隆 氏 (株)日本資材  
村上 孝一 氏 (株)ユーワ  
藤盛 諭 氏 成友興業(株)  
長友輝一郎 氏 増尾リサイクル(株)

#### 〈管理運営と委員会活動〉

会員増強活動は、引き続き、許可申請に関する講習会等において、入会を呼びかけるとともに、新入会員との意見交換会も開催した。しかし、昨今の

産業廃棄物処理に係わる事業環境の悪化を反映し、20年度末と比較し、正会員は16社入会、26社退会の結果、21年度末正会員は584社なった。また、賛助会員は4社減り、75社となった。

こうした傾向は全国的なものであり、大きな課題であると認識している。

総会・理事会・常任理事会は、総会2回、理事会8回、常務理事会を18回、それぞれ開催した。

#### ●委員会活動について

①総務委員会は、事業計画や予算などの協会の基本的事項、横断的事項についての連絡調整を行うもので、30周年記念事業についての協議も行った。

②建設廃棄物委員会は、委員会を5回開催した。また、12月には排出事業者、処理事業者、行政担当者の3者が参加する秩父太平洋セメントの工場見学と不法投棄の現状と対策に関する研修会、3月には、同じく排出事業者、処理業者、行政担当者が参加する、第三者評価制度、土壤汚染対策法の改正と東京都の対応についての講習会を開催した。

③広報委員会は、機関誌「とうきょうさんぱい」の編集会議を中心に委員会活動を展開し、廃棄物処理法の改正に関する専門委員会の審議状況、地球温暖化に関する記事の掲載、若手による執筆協力などの成果もあったが、次年度に持ち越した課題もあり、まずは、委員数の不足の解消が急がれている。また、ホームページへの情報の掲載については、女性部からの協力表明などを受け、推進の取組みを進めようとしている。

④医療廃棄物委員会はADPP（医療廃棄物適正処理推進プログラム）の入会資格審査の廃止と、東京都の第三者評価制度の施行をうけ、新しい制度への参加を要請した。また、東京都医師会の医療廃棄物適正処理推進事業への協力、東京都が推進しているICタグによる追跡検証システムと電子マニフェスト化への寄与に努めた。

⑤収集運搬委員会は、東京都との「災害発生時における災害廃棄物の処理の協力に関する協定書」に対応するための支援対策一覧表の連絡網を作成、7月の山形県での施設見学会などを実施した。また、連合会発行の『社内管理体制構築のすすめ』についても、委員会内での勉強会を行うとともに、会員向けの研修会の実施について検討を行った。

なお、社内管理体制の構築に関する研修会は、収集運搬委員会と安全衛生推進委員会の合同で6月11日金曜日午後、許可講習会と同じ「ベルサール西新宿」を会場として実施する。吉本会長、高橋副会長をはじめ関係者が講師を務める。180名まで入れるので、皆様のご参加をお願いする。

⑥安全衛生推進委員会は、業界の最重要課題である従業員の安全衛生の確保にむけ、8月には東京都トラック協会の協力による運転者向けの研修会、2月には職場リーダーのためのリスクアセメント研修会を実施した。また、『ヒヤリハット事例集』の配付、安全衛生喚起のポスターの作成のほか、安全衛生活動推進に関する事業所や従業員等の表彰制度の検討も始めた。

⑦多摩支部は、6月の多摩支部会と東

京都多摩環境事務所の担当者を講師とした研修会の実施、9月の千葉の国内最大級の焼却施設、石膏ボード専用リサイクル施設の見学と会員の交流・懇親の実施、2月の幹事会と多摩環境事務所との意見交換会の実施、など多彩な活動を行った。

⑧青年部は、アースデイ見学研修、横浜開港祭エコステーション研修、若手社員との研修会、CO<sub>2</sub>削減に向けた数回にわたる勉強会などを実施した。また、幹事会9回に加え総会、賀詞交歓会を行い、多くの行事に多数の部員が参加することができた。

⑨女性部は、4つのチームを構成し、企画広報チームは、部内コミュニケーション促進の活動、各社で抱える問題点などについての勉強会。環境教育チームは、福生市、文京区での「廃油キャンドルづくり」。研修会チームは、7月の環境省担当官による講習会、9月の勉強会、11月の秋田県内のDOWAエコシステムグループ施設見学会。メンバー増強チームは2月の関東一円から多数の参加による女性部主催「関東地域交流会」を企画実施、と幅広い活動を行った。

## 平成21年度決算報告書

まず、平成21年度収支計算概要については、収支計算書の全体を把握しやすいように、別表の通り概要をつけた。収支の決算は、主として概要によって説明する。

左より、科目、予算額、決算額、予算と決算との差異、執行率、備考としている。金額の単位は千円。

〔別表〕

## 平成21年度収支計算概要

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	21年度予算額 A	21年度決算額 B	差 異 A - B	執行率 B/A	備 考
事業活動収支の部					
事業活動収入					
1 入会金収入	260	310	△ 50	119.2%	
2 会費収入	71,500	74,415	△ 2,915	104.1%	
3 事業収入	44,430	50,243	△ 5,813	113.1%	東京都受託事業収入含む
4 雑収入	3,740	3,992	△ 252	106.7%	
事業活動収入計	119,930	128,960	△ 9,030	107.5%	
事業活動支出					
1 事業費支出	89,628	79,404	10,224	88.6%	
①調査研究事業費支出	6,152	5,601	551	91.0%	
②研修事業費支出	22,061	18,843	3,218	85.4%	東京都受託事業支出含む
③相談指導事業費支出	5,181	4,897	284	94.5%	
④普及事業費支出	26,474	28,586	△ 2,112	108.0%	東京都受託事業支出含む
⑤機関誌発行事業費支出	23,120	21,477	1,643	92.9%	
⑥他団体交流事業費支出	6,640	0	6,640	0.0%	
2 管理費支出	38,883	37,906	977	97.5%	
事業活動支出計	128,511	117,310	11,201	91.3%	
事業活動収支差額	△ 8,581	11,649	△ 20,230		
投資活動収支の部					
投資活動収入	0	0	0		
投資活動支出	6,185	4,368	1,817	70.6%	退職給付資産、環境基金
投資活動収支差額	△ 6,185	△ 4,368	△ 1,817		
財務活動収支の部					
財務活動収入	0	0	0		
財務活動支出	0	0	0		
予備費支出	3,014	0	3,014	0.0%	
当期収支差額	△ 17,780	7,281	△ 25,061		
前期繰越収支差額	39,000	44,836	△ 5,836		
次期繰越収支差額	21,220	52,117	△ 30,897		

## ●事業活動収支の部

### 事業活動収入

1. 入会金収入 予算26万円、決算31万円、差異は5万円の超過。執行率119.2%。なお、前年度決算は、28万円だったので、約11%伸びた。

2. 会費収入 予算7,150万円、決算7,441万5千円、差異は291万5千円の超過。執行率104.1%。前年度決算は、7,363万1千円だったので、1.1%の増となった。

20年度末正会員数、594社であったものが、21年度末584社と、10社の減となり、予算の想定は妥当だったが、許可業種の確認による会費の変更が67社あり、会員が減っているのに増収となったもの。会員のご協力に感謝する。

3. 事業収入 予算4,443万円、決算5,024万3千円、差異は581万3千円の超過。執行率113.1%。東京都からの受託事業収入が含まれており、収入額増加も受託事業が拡大したことなどによる。前年度決算は4,072万6千円でしたので、23.4%の増となった。

事業収入の柱の一つである許可講習会事業収入が、72万円の超過、これは、受講者数の落ち込みが想定より小さかったことによる。

普及事業収入は、東京都受託事業の拡大により、413万円と大幅な超過となった。

もう一つの収入の柱であるマニフェスト頒布事業収入が、86万円の超過、これは、減収補填が184万円もあったため、補填がなければ、97万円の減となる。

4. 雑収入 予算374万円、決算399万2千円、差異は25万2千円の超過。執行率106.7%。対前年度では、12.4%の

減となった。

以上、事業活動収入の計は、予算1億1,993万円、決算1億2,896万円、差異は903万円の超過。執行率は107.5%と良い結果となった。

なお、前年度の事業活動収入額は、1億1,919万4千円だったので、前年比では8.2%の増となった。奇しくも、短年度限りの東京都受託事業、976万5千円と同額が増となったところ。

### 事業活動支出

事業費支出、予算額8,962万8千円、決算額7,940万4千円、1,022万4千円の残、執行率は88.6%。なお、前年度の事業費支出は6,988万3千円だったので、対前年度比952万1千円、13.6%の増となったもの。

調査研究事業費、予算額615万2千円、決算額560万1千円、55万1千円の残、執行率は91.0%。

研修事業費、予算額2,206万1千円、決算額1,884万3千円、321万8千円の残、執行率は85.4%。

相談指導事業費、予算額518万1千円、決算額489万7千円、28万4千円の残、執行率は94.5%。

普及事業費、予算額2,647万4千円、決算額2,858万6千円、211万2千円の超過、執行率は108%。予算超過となったが、対応する普及事業収入が東京都受託事業等の拡大により大幅に増収となり、その範囲内で、受託事業等に関する支出を増加させたことによるもので、補正の手続きはとらなかった。

機関誌発行事業費、予算額2,312万円、決算額2,147万7千円、164万3千円の残、執行率は92.9%。

他団体交流事業費、予算額664万円、

主務官庁の指導を踏まえ、全額他の事業に配賦したことにより、決算額はゼロとなっている。

管理費支出、予算額3,888万3千円、決算額3,790万6千円、97万7千円の残、執行率は97.5%。

以上、事業活動支出の計は、予算額1億2,851万1千円、決算額1億1,731万円、残額、1,120万1千円、執行率は、91.3%。

その結果、21年度の事業活動収支差額は、予算額マイナス858万1千円に対し、決算額プラス1,164万9千円となり、予算に対し、2,023万円の改善が図られることとなった。

なお、20年度決算では事業活動収支差額は、705万7千円だったので、459万2千円の増と良い結果になった。

## ●投資活動収支の部

投資活動収入は、積立金の取り崩しであり、予算計上していない。決算もゼロである。

投資活動支出は、予算額618万5千円に対し、決算額436万8千円、差異は181万7千円の減となった。環境対策基金については、前期繰越収支差額の拡大に伴い、46万円増額積立をしたが、事業活動報告で説明したように、災害廃棄物処理活動の積立金については、200万円の積立を保留としたため、全体として減となったもの。

この結果、21年度の投資活動収支差額は、予算額マイナス618万5千円に対し、決算額マイナス436万8千円となった。

財務活動収支は該当するものがない。

以上、事業活動収支と投資活動収支を合計した当期収支差額は、予算額マ

イナス1,778万円に対し、決算額プラス728万1千円、2,506万1千円の改善となつた。

前期繰越収支差額は、予算額3,900万円に対し、決算額4,483万6千円。

この結果、21年度の次期繰越収支差額は、予算額、2,122万円に対し、決算額は、5,211万7千円となり、3,089万7千円の増となった。

内部留保額を圧縮するようにという当局のご指導には反した結果となつたが、協会財政が、長引く不況に起因する会員の減少、不況による業務量の減少及び電子マニフェストの普及に伴う紙マニフェストの販売手数料の減少、という厳しい状況下にあることを踏まえると、中長期にわたる財政対応に必要な蓄えということで、大切にしている」と考えている。

## ●平成21年度収支計算書

内容については、概要で説明したとおりで、管理費支出の中に、備考欄に「緑の東京募金」の記載があるのが、寄付金である。21年度は30万円寄附した。22年度予算では、収支のバランスをとるため圧縮も考えていたが、決算が良い形になったので、理事会において、22年度も21年度と同額寄附を決定した。

## 役員改選

本年度は理事、監事全員が任期満了につき改選が行われ、まず乙顔議長から選考委員として、渡辺 昇、後藤 熱、山下智栄子、矢部 要、井上 弘之の5氏を指名し、別室で協議の結果、渡辺委員代表から新理事4名を含む理事20名と新監事1名を含む監事2名の候補者が発表され、議場の賛成を得て就

任が決定した。なお、渡辺委員代表から「先般の理事会で当協会役員推薦についての申し合わせ事項として、一つは役員は員外役員を除き正会員企業の代表取締役または取締役に準ずるものから推薦する。二番目は総会開催日現在で満70歳を越えているものは推薦を

しない。この申し合わせ事項は、平成22年開催の総会に係わる役員の選考から適用する」ことを明らかにした。引き続き議事を中断して新理事による理事会を開催し、理事の互選による役付け理事の選任を行った結果、会長に高橋俊美氏を選任した。新役員は下表の

任期(平成22年5月27日から2年間)

役職名	氏名	勤務先	備考
理 事	会長	高橋俊美	高俊興業(株)
	副会長	乙顔均	松田産業(株)
	"	赤石賢治	(株)三凌商事
	専務理事	古川芳久	
	常任理事	碩孝光	(株)東亜オイル興業所
	"	伊藤雅人	(有)大空土木
	"	五十嵐和代	(株)五十嵐商会
	"	加藤宣行	加藤商事(株)
	理事	白井徹	白井エコセンター(株)
	"	泉昌男	イズミロジスティックス(株)
	"	比留間久仁男	比留間運送(株)
	"	渋井信和	(財)東京都環境整備公社
	"	松崎正一	(株)都市環境エンジニアリング
	"	二木玲子	大谷清運(株)
	"	都築建	都築鋼産(株)
	"	相田英則	相田化学工業(株)
	"	鈴木宏和	(株)京葉興業
	"	山本芳幸	東電環境エンジニアリング(株)
	"	森雅裕	(株)ハチオウ
	"	細沼順人	成友興業(株)
監事	岡部義裕	東京商工会議所	再任
"	野村幸江	(株)東京クリアセンター	*新任

通り。

なお、高橋新会長は大要次の通り挨拶した。

「経済不況の中、廃棄物が減少してダンピング競争が激化しており、また国においては法改正が行われ、5月12日には参議院を通過して政省令改正を待っているところです。その中で協会としても本日選任された新メンバーでそれらへの対応、新法人への移行等、問題が山積しておりますが、協会活動を活発に進めて参ります。協会の組織

の充実、会員の増強にも努めて参ります。更には東京都のご指導を仰ぎつつ、共に車の両輪となって廃棄物に関する諸問題の解決に臨んで参る所存です。また、吉本会長には協会の名誉会長として今後ともお力を貸し頂きたくよろしくお願ひいたします。そして、会員の皆様に今後ともご理解とご協力を切にお願い申し上げます。」

以上に於いて本総会の議案を全て終り、伊藤常任理事の閉会宣言で閉会した。

## 懇親会



新任役員と挨拶する高橋新会長

総会の議事がすべて完了したのち、午後6時よりエメラルドルームにて、五十嵐新常任理事の司会により恒例の懇親会が開かれた。まず、最初に今回の総会で選任された役員が順次披露され、続いて指名により新会長の高橋俊美氏が会長就任に伴い大要次の通り挨拶、今後の協会運営にあたり決意を披露した。

「只今、ご紹介いたしました新役員の方々と今後の協会運営に当たって参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。誠に不慣れな身ながら会員、賛助会員の皆様方からのご意見に真摯に耳を傾けながら本日新たに選任され

ました役員の方々と力を合わせ、今後の協会運営に努めて参る所存です。

当協会は名誉会長、相談役を初め諸先輩方が築いてこられた歴史ある協会であり、しっかりと引継いで頑張っていく所存でございます。また、吉本会長には協会の名誉会長として今後ともお力を借りいたしたく宜しくお願ひ申し上げます。

本日は、総会後の懇親会に藤井先生初め協会顧問をお願いしております東京都議会議員の皆さま、東京都の有留環境局長、井戸廃棄物対策部長、全国産業廃棄物連合会副会長でもあります石井関東地域協議会会长を初め、環

境団体、その他多数のご来賓の皆さんにご臨席を賜り、まことにありがとうございます。また、多くの会員の皆様にご参加を頂き熱く御礼を申し上げる次第です。

さて、昨年の米国における金融危機に端を発した世界的な経済不況は、昨今、一部に復調の兆しが見え始めておりますが、まだまだ、私ども産業廃棄物業界の中小企業には不況の波が続いております。

そのような中で、国では排出事業者責任の強化、許認可関係規制の一部緩和とそれに関する優良化の推進、罰則の強化等を内容とする廃棄物処理法の改正法案がさる5月12日に国会を通り、今は政省令の内容がどうなるか見守っているところです。

東京都におかれましては、昨年は廃プラ埋立ゼロ協定を各社との間で結び、本年2月には第三者評価制度で183社が認定される等、私ども処理業界をより質の高い所に導こうと努力されようとしております。この第三者評価制度は自らを評価し、その内容を第三者が評価判定することが特徴となっております。まだ、受けられていない会員の皆様には、本年度の評価の受付が行われておりますので是非チャレンジをお勧めいたします。

さらに東京都では、環境対策に力を入れており、独自の温暖化政策を本年度からスタートさせました。特定の事業者には6%から8%の温室効果ガス排出量の低減を義務化し、すべての中小企業にも任意の取組みを求めるもの

です。私どもも自らの状況を把握し、削減等の見直しに取組んでゆかなければならぬと思うところです。

また、「緑の東京」を目指した積極的な取組みをされています。私どもは大いに賛同するものであり、昨年と同額の寄付を緑の東京募金に対して行うこととしますので、ここで皆様にご報告申し上げておきます。

資源循環は温暖化対策と密接な関係があります。ご承知のように東京は廃棄物の排出量が一番多い地域です。適正処理は当然のことですが、一方、資源循環型の目線で見ると、東京は「都市鉱山」の例で代表されるように資源化できる原材料を一番多く出している宝庫ともいえます。徹底して廃棄物の資源化を図ることが大事であると考えております。

このような中で、協会が抱えている課題に新公益法人への移行、改正廃棄物処理法への対応、廃棄物発生量の減少、ダンピングへの対応があります。また、私どもの業界は、社会から常に変化が求められております。協会といたしましては、これまで通り東京都のご指導を仰ぎつつ、一緒に車の両輪となって廃棄物に対する諸問題の解決に取り組んで参る所存でございます。

本日の定時総会において、新たに選任されました役員の皆さんには大変若く、平均年齢も3.5歳若返ったと聞いております。若いと言うことは行動力、情熱、勢いがあります。職場への改革へも迅速に対応出来るものと頼もしく考えております。

しかしながら、若いということは、残念ながら経験不足という面もあります。それを補うためには、冒頭に申上げた様に会員の皆様、また諸先輩方の貴重なご意見に耳を傾けて行動していくことが必要であり、それが協会活動の活性化に繋がるものと考えております。協会活動の活性化を進めるために、協会にある9つの委員会、部会の活動を確実に展開して参ります。毎月の発行の機関誌、日々の相談業務の充実も図って参ります。

また、賛助会員の皆様に光を当て、もっと相互に交流出来る場づくりを企画したいと考えております。そして協会の組織の充実、具体的には現在、正会員587社、賛助会員75社、計662社の会員数ですが、会員の増強にも努めて参ります。皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。さらには全国産業廃棄物連合会や1都7県の協会で組織する関東地域協議会に積極的に参加し、情報収集とコミュニケーションを図り、協会の活性化につなげて参ります。

今日は席上、優良従事者表彰が行われます。共に祝って頂きたいと思っております。本日は時間の許す限り親睦を深めて頂き今後の連携、協力の糧として頂ければ誠に幸いに存じます。結びになりますが、本日ご列席の皆様方のご健勝と、ご多幸をご祈念申し上げ新会長としてのご挨拶とさせて頂きます。」

ここで司会者によって来賓の方々の



挨拶する藤井議員と  
神林議員

紹介を行い、続いて来賓の中より祝辞をいただくこととなり、まず都議会議員の中から東京都議会議員藤井一氏と同じく東京都議会議員神林茂氏の両氏にご登壇頂き、当協会顧問である都議会議員を代表して都議会公明党幹事長代行、環境建設委員会委員長の藤井氏から、大要次の内容でご祝辞をいただいた。

「本日第53回総会が無事終わり、高橋新会長を中心に協会が新たな出発をされたことを心からお祝を申し上げたいと思います。是非、高橋会長を中心に協会が発展されますようお祈り申し上げますとともに、吉本前会長を初め役員の皆様に大変お世話になりましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、昨年出来た第三者評価制度におきましても、当初目標としていた100社程度の認定に対して実際には183社が認定されたと伺っております。そして今年もすでに募集が始まっておりますが、この説明会に何と400社近い業者の方が申込されたそうで、大変大きな関心が盛り上がっているところでございます。さらには、排出事業者向けの説明会を東京都が実施したところ、1,000名を超える方の参加があり、これもまた、排出事業者の人たちの関心も高い所でございます。

しかし、処理業者の皆さんにとって、この認定制度が実際に仕事に繋がらな

ければ何にもならないわけで、そのような意味で協会の皆さんから、何とかこの制度が仕事に結びつくようにして欲しいというご要望をいただきました。そこで、私と自民党の吉野先生とともに財務局長に働きかけております。第三者評価制度の基準適合処理業者の皆さんに、東京都の発注する工事において基準適合が、確りと参考にして貰えるように徹底して貰いたい、と要望させて頂いたところ、東京都もこれを受けまして、こういった公共事業また、排出事業者に対しても、この認定業者を参考とするよう、周知徹底を図ったところです。

また、東京都環境局にも大変な努力を要望致しまして、この認定制度について東京商工会議所や或いは東京都医師会或いは東京建設業協会、また住友林業など、広範なこういったところにこの制度の推奨を勧めて貰ったところです。今後とも、さらに東京都が積極的にこの認定制度について周知徹底を図るよう取組んで参りたいと考えているところです。

大変厳しい環境の中で皆様方は、ご苦労をされていると思います。今後ともこういう時代、しっかり会員の皆様の相互の連携を高めながら、高橋会長を中心に一致団結を致しまして、皆様方の発展に繋がるようご期待を申し上げたいと思います。私ども東京都議会と致しましても、皆様方のご意見、ご要望を確り受け止めまして役に立てるよう全力で働きたいと考えているところであります。最後に高橋会長中心に東

京産業廃棄物協会の益々のご発展と皆様方の商売が繁盛しますよう心からお祈りいたします。」

引続き東京都環境局長の有留 武司氏から大要次の通りご祝辞を頂いた。

「日頃より、ご列席の皆様には、都の廃棄物行政に対して、特段のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。また、本日の定時総会が滞りなく運営されたこと、心よりお喜びを申し上げます。吉本会長には2期4年にわたる協会運営のご尽力に敬意を表しますとともに、高橋新会長には初日から東京都の環境行政の宣伝をやって頂きありがとうございます。今後ともご協力頂きますようお願い申し上げます。さらに、「緑の東京募金」につきまして、今年度も引き続きご協力頂けることに重ねて感謝申し上げます。

さて、現在東京都では、都議会の先生方の全面的支援を頂きながら実効性ある地球温暖化対策を推進するため、今年の4月から、世界で初めての都市型キャップ&トレード制度、これは業務用ビルを対象として世界で初めてございますが、これを開始いたしました。また、廃棄物に対しましても、5年ぶりとなります廃棄物処理計画について廃棄物審議会で検討しており、循環型社会と低炭素社会を統合する循環戦略など先導的な施策構築に取り組んで参りたいと思います。



有留環境局長

から大要次の通りご祝辞を頂いた。

「日頃より、ご列席の皆様には、都の廃棄物行政に対して、特段のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。また、本日の定時総会が滞りなく運営されたこと、心よりお喜びを申し上げます。吉本会長には2期4年にわたる協会運営のご尽力に敬意を表しますとともに、高橋新会長には初日から東京都の環境行政の宣伝をやって頂きありがとうございます。今後ともご協力頂きますようお願い申し上げます。さらに、「緑の東京募金」につきまして、今年度も引き続きご協力頂けることに重ねて感謝申し上げます。

産業廃棄物対策については、これまで、協会の大変なご尽力、ご協力を頂き、着実に推進して参りました。

第一に、全国で初めての取組みとして第三者評価制度について更なる拡充を図り、優良な事業者の方々が、もっとも活用されるよう、協会の皆様のご意見などを踏まえながら制度の円滑な運営に努めて参ります。

先ほどのように、藤井先生からの早速の働きかけもございまして、私どもも関係局に通知を出すとともに、その関係局がまた業界団体に優先的に優良事業者を活用するようにという形で働きかけて、今、歯車が回りつつあります。

また、都の最終処分場に埋立られている廃プラスチック類につきましては、処理業者の方々との間で、「廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」締結の拡大を図りまして貴重な資源やエネルギーとしての有効活用を促進させて参ります。

さらに、悪質な不適正処理につきましては、広域監視や建物解体現場での立入り指導などに加え、一昨年の3月から東京路線トラック協会との間で不法投棄の通報制度を開始いたしまして、すでに解決に繋がった事例などもございます。静岡県から福島県までの2万台の車に不法投棄防止のステッカーを貼って頂いて、その予防効果も大きいのではないかと考えております。

こうした先導的な廃棄物対策を積極的に推進していくため、今後も、高橋新会長をはじめ、皆様と十分な連携を

図りながら、的確に施策を実現して参りますので、よろしくお願ひします。

結びになりますが、東京産業廃棄物協会の益々のご発展と、本日ご参会の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。」

ご来賓からのご祝辞が終わり、優良



吉本会長と受賞者一同

従事者の表彰に移った。順次登壇頂いたが、このたびの受賞は、吉本会長が就任されていた時の実績が評価されたものなので、吉本会長から表彰状と記念品が授与された。12名（うち3名が欠席）の代表として株小谷中の佐藤千恵氏が、吉本会長から「受賞者の皆様おめでとうございます。これを機に益々企業のために、また我々業界のために頑張って頂けるよう心からお願ひします」として表彰状等が手渡された。

続いて、このたび退任される吉本会長より「あつという間に定年年齢に近づきましたが、私とともに優秀な人材も定年という壁にぶつかり退任された方もございます。この間、私どもにご厚情、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。また、一員に戻っても協会のために



退任する会長と役員の方々

一生懸命努力する所存でございますので、どうぞ、これからも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします」と挨拶があり、さらに、協会役員として長らくご尽力頂いた渡辺 昇、大竹 邦生、後藤 熱の3氏にご登壇頂き、吉本会長から感謝状と記念品が贈られた。

これで一連の行事を終了し乾杯に移った。乾杯のご発声はご来賓を代表して社全国産業廃棄物連合会・関東地域



乾杯の音頭をとる石井氏

協議会会长 石井 邦夫氏にお願いしたが、石井氏は乾杯に先立ち本日の総会の無事終了を祝い吉本会長の2期4年に亘る会長職をねぎらうとともに、新任の高橋会長に対し「お互に業界のために頑張りましょう」と声をかけ、さらに「廃棄物処理法が5月19日に公布され、現在、政省令が検討されており、来年4月の施行が予想されるが、この政省令には当業界に大きな影響を与えることがあるので、成り行きをウォッチングするとともに、必要ならば全産廃連を通じて環境省に対応していくことが必要であります。また今回の役員改選で常任理事に就任した加藤氏は、全産廃連青年部の会長であり、青年部を中心にCO<sub>2</sub>削減のキャンペーンを進めています。参加企業も2千社を超え、全国を行脚してスタートするということになっております。我々の仕事も広い意味で地球環境に貢献できる仕事なので、大変現状では厳しい環境にあると思いますが、これに耐え、来る環境の時代が開けると思いますので頑張って頂きたいと思います。」と前置きして乾杯に入った。

乾杯が終わって祝宴に入ったが、新会長の就任と役員改選が行われたこともあって、会場はまずは名刺交換といった状況が多くみられ、さらには不況乗り切りへの秘策などでの意見交換や交友への輪の広がりが多くみられた。宴は佳境に入り、懇談の輪はいくつもの花を咲かせていたが、定刻となり、新任の赤石副会長の若々しく盛んな三本締めで中締めとなり、懇談会もお開きとなった。



中締めする赤石新副会長



当日ご出席の来賓の方々

- 当日ご出席となったご来賓の方がたは次の各氏であった。  
(順不同、敬称略)
- ◎協会顧問 東京都議会議員 藤井 一
  - ◎協会顧問 東京都議会議員 神林 茂
  - ◎協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聰史
  - ◎東京都 環境局 局長 有留 武司
  - ◎東京都 環境局 廃棄物対策部 部長 井戸 秀寿
  - ◎東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 課長 村上 章
  - ◎社団法人 全国産業廃棄物連合会  
　　関東地域協議会 会長 石井 邦夫
  - ◎東京商工会議所 理事・産業政策第二部長 関口 史彦
  - ◎財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 常務理事 茂木 紀幸
  - ◎社団法人 東京都医師会 理事 目澤 朗憲
  - ◎東京廃棄物事業協同組合 理事長 渡邊省吾
  - ◎関東建設廃棄物協同組合 理事長 斎藤 俊吉
  - ◎社団法人 全国都市清掃会議 総務部長 福島 満
  - ◎社団法人 東京建設業協会 事業部振興課長 恩田 茂
  - ◎株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村田 徳治
  - ◎株式会社 日報アイ・ビー 環境編集部 加藤 文男
  - ◎協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長(弁護士) 芝田 稔秋  
　　芝田稔秋法律事務所 芝田 麻里
  - ◎協会顧問 梅澤公認会計士事務所 所長(公認会計士) 梅澤 隆
  - ◎協会名誉会長 児玉 安彦
  - ◎協会名誉会長 原山 進
  - ◎協会相談役 近江 昭
  - ◎協会相談役 小池 久米雄



## 当協会ブースには東京都環境整備公社、会員の単独出展は正会員3社と賛助会員8社

「2010NEW環境展」と「2010地球温暖化防止展」が平成22年5月25日(火)から5月28日(金)の4日間、東京・江東区の東京ビックサイトにおいて開かれた。この環境展と地球温暖化防止展は(株)日報アイ・ビーの主催により東1~6ホールで開かれ、環境分野の専門展としてはアジア最大級の出展規模を誇る「2010NEW環境展」は併催の「地球温暖化防止展」と合わせて528社2,036小間となった。これは昨年の世界的不況の影響を受けた491社・1,948小間を上回り、500社・2,000小間の過去最大級の規模を回復したが、残念ながら(社)東京産業廃棄物協会会員の出展は減少した。なお、両展の内訳は、環境展が340社・1,562小間、地球温暖化防止展が188社・474小間であったが、4日間の入場者総数は、17万2,515人であった。

今回の(社)東京産業廃棄物協会のブースは、東4ホールの地球温暖化防止展側にあり、(財)東京都環境整備公社1社との共同展示となった。このほか地球温暖化防止展側には、常連の東京ボード工業(株)と東鉄工業(株)及び日立建機(株)がそれぞれ単独で出展していた。一方のNEW環境展には、東1ホールに(株)ササキコーポレーション、都築電気(株)、(株)エヌ・ティ・ティエムイー、(株)エスエムエス、(株)フォーパル、東3ホールに富士車輌(株)、東6ホールに新明和工業(株)が出展していた。このほか屋外会場には毎回のように(株)朝田商会が展示していた。

協会関係会社の出展内容は次のとおり。

## <地球温暖化防止展>

### [社]東京産業廃棄物協会ブース

#### ☆(財)東京都環境整備公社



今回の(社)東京産業廃棄物協会ブースへの共同出展は(財)東京都環境整備公社の1社にとどまった。同公社の地球温暖化防

止対策の謳い文句は「中小規模事業所の環境経営を支援します」である。このために①省エネルギー診断業務と②中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業がある。省エネ診断は無料で技術専門員が直接事業所を訪ねて各事業所に適した提案や助言を行い、施設の運用改善の支援も行う。また、平成22,23年度に於いて東京都と連携し、診断に基づいて高率な省エネ設備を導入するものに対して、創出される都内中小クレジットを東京都に譲渡することを条件に、その経費の一部を助成する、などの支援の内容を展示していた。

### [単独出展・正会員各社]

#### ☆ 東京ボード工業(株)



今回は廃材をマテリアルリサイクルすることで環境に優しい製品「E·V·Aボード(パーティクルボード)」を生産しており、ブース全体にこれを使用した建物を表示している。今年、港湾運送の横浜エコロジー(株)と物流のティー・ビー・ロジスティックス(株)との3社で東京ボードグループを組織し、先ごろ買収した合板製造の(株)マルヒにお

いて国産の間伐材を利用した合板も考えており、新たなスタートを切ったことにより、廃木材の受入、パーティクルボードの製造、製品運送、廃材回収を通じ、環境負荷低減をサポートしていくとしている。

#### ☆ 東鉄工業(株)



コケ緑化、壁面緑化、空調機追設コンデンサー、再生水製造システムの4事業を展示している。コケ緑化と壁面緑化は従来からの実績もあるが、追設コンデンサー「アドコン」は、季節の室外機に追設するだけで冷房能力が大きく向上、圧縮機負荷を軽減して省エネ化を実現する。再生水製造システムは、従来、下水放流されていた工場等の排水を、膜処理により再生水として再利用するもの。下水代のみならず上水代の節約も期待できる。

#### ☆ (株)朝田商会



屋外展示で間伐材などのバイオマスを燃料に温水を作る「ACEバイオマスボイラー」を出品している。同社は1994年、自社技術で高温焼却炉を開発し、3年をかけて改善し97年から1300℃の連続燃焼に耐えられる小型焼却炉の販売を始めた。当初より燃焼熱利用を想定しており、近年はバイオマスボイラーとして販売。バイオマスを燃料として使うため、CO<sub>2</sub>削減効果があり、納入実績も増えている。

#### [単独出展・賛助会員]

☆ 日立建機(株)



日立建機グループは、「未来につなぐHi-OSS（ハイオス）（日立オンラインサイトスクリーニング&ソリューション）」と題し、森林の活性化および資源循環を通じた地球温暖化防止への取組を映像やパネルなどで紹介している。「カーボンオフセット付き林業機械」や省エネ効果の高い「電動式マテリアルハンドリング機」等を実機展示している。林業仕様のハーベスター・プロセッサ専用機、及び電動式油圧ショベルなどが展示されているが、産廃業界の廃棄物収集にも使用可能のこと。

### <NEW環境展>

#### [単独出展・賛助会員]

☆ (株)ササキコーポレーション



廃棄物を資源に変える圧縮梱包の専門メーカーである当社は、縦型プレス(Pack Master SVPシリーズ)、縦型プレス(Pack Master MBP-7373E)、全自動横型プレスSBPシリーズの圧縮梱機シリーズの多様なマテリアルを現場のニーズに応えるシリーズをフルラインナップで展示。縦型は市場ニーズに応え、リーズナブルからハイパワーまで、全自動縦型は省エネ、省スペース、イージーメンテナンスの「抜群の経済性」と「高性能ハイパワー」を兼ね備えた全自動リサイクルプレスとしている。

☆ 都築電気(株)



みんなで使おう!  
"再生紙"

FUJITSUグループの一員として参加。効果的なデータ管理で廃棄物の減量化と適正処理を支援するとしている。同社の総排出物管理システム「廃棄物for Web」は、①排出事業者であれば、どのような業種・業態でも運用が可能、②現場から出る産業廃棄物／一般廃棄物／副産物／残土データの登録機能を網羅、③ログイン時に画面上にアラーム表示、建設業者固有の計画書／実施報告書作成機能を標準装備、④集計帳票作成にはCSV形式による出力形式を採用しており、報告書等2次加工が可能。

☆ (株)フォーバル



同社はオリジナルの「FISマニフェスト管理システム」を展示。これはマニフェスト印刷・管理・帳簿・報告書作成システムである。これまでの業界における、システム開発のノウハウを集結し、煩雑になりがちなマニフェストの帳簿作成及び、年間の実績報告書の作成を強力にサポートする。システムの主な特徴は、①1次2次マニフェストの帳簿作成が簡単、②オリジナル帳票の作成や、Excel形式でのデータ出力が可能、③各地方自治体毎に実績報告

書の出力が可能、④今後の法改正を考えて設計してある、等が挙げられている。



☆ (株)エスエムエス

産廃管理ソフトを各種紹介している。新しいソフトとして「産廃イチロー」、「産廃キング」、「産廃シロー」ともVer・5・0の新型を発売しており、イチローは単票、連続ともマニフェストの印字、キングは計量データ、マスターデータ、売上・仕込データ、廃棄物マニフェストデータ等、各種データベース用に、またシローは中間処理業者、最終処分業者用として複数計量器同時連動可能で、計量証明、計量日報等の作成に利点があり、各システムとも直ぐ使って役に立ち、「カンタン」操作の「ラクラク」機能を売りにしている。

☆ (株)エヌ・ティ・ティ エムイー



NTT-MEの新たな「産廃上手シリーズ

ズ」は、これまでNTTグループの適正管理に利用してきた産廃管理システムを進化させたサービスとしている。即ち、「産廃上手シリーズ」のイメージは、排出事業者は事務所にいながらにして作業が完了でき、廃棄物の画像追跡は勿論、管理表出力機能も充実している。

収集運搬業者にとって、作業状況を早く正確に把握でき、排出事業者に伝えることで他社との差別化が図れ、携帯電話で受注データ・マニフェスト情報が入力できるので、作業は簡単。中間処分業者は、作業は事務所のパソコンで完了、作業効率がアップする。いずれもNTT-MEサーバセンター及び

日本産業廃棄物処理振興センターにつながり、都道府県知事への報告は代行される。

#### ☆富士車輪(株)

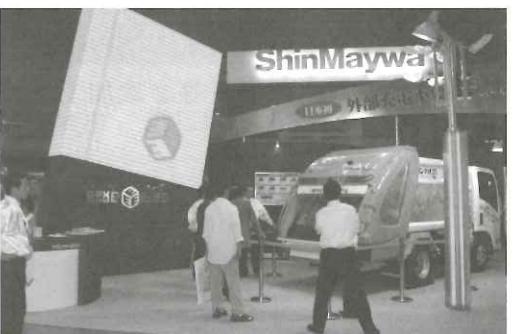


これまでなかった粉碎機と乾燥機を一体型にした「粉碎乾燥機」を展示している。これは高効率の「乾燥」とミクロン単位の「微粉碎」という業界初の新技術により開発された。高含水の廃棄物を粉碎乾燥することにより新たな付加価値が生まれるとしており、この全く新しいリサイクルシステムをPR

している。破碎対象物は酒粕、コーヒー粕、茶葉、おから、果物、野菜、豆類等の食品廃棄物、木屑、おがくず、汚泥、樹脂、基盤等。

また、順調に実績を積み重ねているフジRPFステーションは、今回新たに開発した一軸式破碎機「マルチカッター・X」を搭載しリニューアルした。この実機を展示している。

#### ☆新明和工業(株)



日本初の外部電源不要の走行充電型「電動塵芥車」を出品。このほか、産業廃棄物処理の効率化向上と適正処理のパワーアップする「コンテナ管理サービス」を紹介している。

同社の電動塵芥車は、走行中に車両発電ユニットで発電し、約3分間で蓄電装置にフル充電される。そのため外部充電が不要となり、特別な充電設備も不要で電気代もかからない。

エンジンを停止した状態で積み込み・排出が出来ることで作業中の二酸化炭素排出量ゼロ及び低騒音を実現している。

また屋内での連続作業にも設備電源(AC200V 27A)を使用した積込・排出を可能にしている。

## 女性部

### 「台所から地球を考える」のテーマで勉強会 文京学院大学中山工学博士を招き講演会を開く

平成22年5月14日(金)午後3時から約2時間にわたり、協会会議室において、今年度第1回目の部内勉強会を開催した。講師として、文京学院大学人間学部准教授(環境教育研究センター長・工学博士)の中山智晴先生をお迎えし、ご講演を頂いた。参加者は21名であった。



女性部勉強会風景

今回の勉強会は、「台所から地球を考える」というテーマで、「南北問題」「生物多様性」「ビオトープ」の3つのポイントから、お話ししていただきました。

「物・自然・心の分配の不平等が、持続可能型社会の形成を困難にする。」というお話では、具体例として先進国と発展途上国の真夜中の空の明るさを撮影した写真や、食糧不足で餓死してしまった幼い子供を狙うハゲタカの写真を見せていただきました。

先進国にお腹をすかせた子供はいないというお話や、途上国の子供たちは早くから親元を離れて働きに行くなどの格差問題。携帯電話を作る部品の資源(Mg, Ag, Pt…など)のために森を追われるマウンテンゴリラ(655頭しかいない)などの環境問題について分かりやすくお話をいただきました。

講師を務めていただいた中山先生が在籍する文京学院大学の学生さん達は、

「野生動物保護のため」という意識を持って、携帯をリサイクルに出しているそうです。中でも1番印象に残ったお話が、マングローブとエビの養殖のお話でした。

1980年代に始まったエビ養殖ブーム以降、エビ養殖池の建設がマングローブ消失の最大の原因となり(この30年で半減)、そこで養殖されたエビも含めて、世界のエビの約3分の1を日本人が食しているということです。現地の人たちが書いた、「エビを片手にマングローブの林を荒らす日本人」の絵を見て、とても複雑な気持ちになりました。

生物多様性維持のためには敵対や競争ではなく、自然に対する人間の働きかけがとても重要であるということや、「自然を元に戻す活動」のお話など、本当に大切なお話をたくさんしていただきました。

今まで環境問題について、ここまで深く考える機会がなかったので、今回の勉強会に参加できたことをとても嬉しく思います。また、これをきっかけに日本国内の問題だけでなく、海外の問題についても勉強していかなければと思いました。

(寺島 記)

## ◎ 新入会員紹介 ◎

### ウム・ヴェルト(株)

代表取締役 小柳 明雄

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②廃酸（pH2.0以下のもの）、③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、④感染性廃棄物、⑤特定有害産業廃棄物 ア.金属等を含む廃棄物（別表省略）〕

〒374-0121 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地

Tel 0276 (82) 4391

### (株)長岡商店

代表取締役 長岡 俊一

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔①感染性廃棄物〕

産業廃棄物中間処理

ア 破碎 〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

イ 溶融 〔廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）〕

ウ 圧縮・梱包 〔廃プラスチック類〕

〒121-0836 東京都足立区入谷2-19-7

Tel 03 (3857) 9300

### (株)仲本組

代表取締役 佐々木 賢進

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

〒125-0035 東京都葛飾区南水元1-15-1

Tel 03 (3627) 3826

### (株)ブループラネット稻城

代表取締役 芦川 光夫

産業廃棄物中間処理

破碎 〔ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

〒206-0801 東京都稻城市大丸1442番地

Tel 042 (370) 0222

### ～協会の主な今後の日程～

(平成22年6月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
6	2	水	都：優良性基準適合認定制度「認定業者研修会」 (エキスパート) 14:00~16:30	東京都消費生活総合センター
	3	木	厚生労働省安全課担当官 来訪「安全衛生活動に関して」 9:00~	協会会議室
	4	金	都：優良性基準適合認定制度「認定業者研修会」 (プロフェッショナル) 14:00~16:30 青年部 幹事会14:00~/定期総会15:00~/研修会16:00~/懇親会17:30~	東京都消費生活総合センター 協会会議室
	9	水	広報委員会10:00~	協会会議室
	常任理事会 13:30~/ 第279回理事会14:30~/ 新旧役員懇談会		協会会議室	
	11	金	安全衛生推進・収集運搬委員会 合同 (会員対象) 収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ研修会」13:30~ 安全衛生推進委員会 研修会終了後~ 同会場に於いて	ベルサール西新宿
	17	木	女性部 施設見学会	大谷清運・五十嵐商会
	18	金	全産廃連； 第26回通常総会 総会 13:00~/ 表彰式 16:15~/ 懇親会 17:30~	明治記念館
	22	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
	24	木	青年部協議会 関東ブロック 第6回通常総会/交流会	宇都宮東武ホテルグランデ
7	25	金	多摩支部 幹事会13:00~/支部会14:30~/研修会15:00~/懇親会17:00~	立川市民会館 内 「アミュー立川」
	29	火	都共催； 産業廃棄物処理業者講習会 14:00~	エステック情報ビル21階
	13	火	全産廃連； 第136回理事会	
	14	水	常任理事会13:30~/第280回理事会14:30~/法制度検討会16:00~	協会会議室
	15	木	女性部 幹事会/勉強会	協会会議室
	23	金	青年部 幹事会/若手社員との研修会	協会会議室
	27	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00~/ 常任理事会	協会会議室
	29	木	全産廃連； 第11回青年部協議会通常総会	横浜市開港記念館
	30	金	全産廃連； 全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝

## 金星の謎と二酸化炭素

5月21日、金星探査機「あかつき」を乗せたロケットが打ち上げに成功した。そのミッションは、金星の大気の謎を調査し、地球温暖化解明の手がかりを得ようというものだ。

### 金星の謎

地球の双子星ともいわれる金星は、重さや大きさは地球と似ているが、惑星表面の環境は大きく異なる。金星の大気は96.5%が二酸化炭素で、その量は90気圧にもなる。この圧力は深さ900mの海の底と同じだ。

金星の謎のひとつが、460°Cを超える高温の地表面温度だ。金星が地球より太陽に近く、太陽光が強いというだけでは金星の高温を説明できない。なぜなら、惑星全体を濃硫酸の厚い雲が覆っていて、その雲が太陽光を78%も反射するので、金星が吸収する太陽エネルギーは地球よりかえって小さいからだ。

金星大気が高温である原因は温室効果にあると考えられている。二酸化炭素は地球大気にはごく微量(0.035%)しか含まれていないが、金星では大気の主成分だ。金星の地表で吸収されるほんのわずかな太陽エネルギーをもとに、地球とはくらべものにならないほど効果的に温室効果が働いていると考えられる。金星は二酸化炭素による温暖化の極限の姿なのだ。金星の大気と気候システムを知ることは地球温暖化の過程を理解するのに役立つといふ。

### 二酸化炭素を資源に

現在、さまざまな研究機関で二酸化炭素を資源として活用する研究が進んでいる。これまで、CO<sub>2</sub>を「埋める」方

法は開発されてきた。石油やガスの井戸が枯れた後に発電所などからCO<sub>2</sub>排出物を集めてパイプで送り込む技術だ。これは最後に残った石油やガスを流しだす効果もあって、二重の利益になる。米国はすでにこの方法で毎年3,200万トンのCO<sub>2</sub>を処理している。

CO<sub>2</sub>を資源化する研究のひとつは、火力発電所から排出される大量のCO<sub>2</sub>を海水に溶かし、海藻類を培養することで海洋植物への二酸化炭素固定化を行い、さらに培養した海洋植物を用いたバイオエタノール製造や栽培漁業の可能性を検討するというものだ。この方法は低コストで容易かつ大量(年間約5万トン)に固定化することが可能だという。(経済産業省 低炭素技術開発・実証プロジェクト)

海洋研究開発機構では、CO<sub>2</sub>をメタンに変える微生物「メタン生成菌」を使い、地中や海底に送り込んだCO<sub>2</sub>をメタンに変えて取り出し、燃料として再利用する研究を行っている。

ただし、この研究は100年後の実用化を目指している、とのことだ。

人類の活動に伴うCO<sub>2</sub>排出を抑制する努力は続けられなければならないが、どんなに抑制してもすでに自然の循環を超える量のCO<sub>2</sub>をどう処理していくのか、今後の調査研究によって方策が見つかることを期待したい。(吉本 記)

参考: JAXA、経済産業省、UNEP、海洋研究開発機構の各ウェブサイトより

## 身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part48

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	検品ヤード内で	雨の中、収運車の荷台で荷降ろし作業を行い、荷の上を移動しようとした時	足が滑り、荷台から転落しそうになった。	①荷が濡れている時は、意識的に上に乗っての移動は避け、荷の上の作業は重心を下げる又は座って行う。②濡れると木くずや段ボール等は滑りやすいので、無理をせずゆっくり移動、作業する。また危険を感じた時は、手降ろしは中止する。
2	自社工場で	ウィング車の積荷を降ろしている時	強風で、積荷の段ボールが荷台下に飛んできた。	強風の時は横を開けず、後ろの扉から荷を降ろす。
3	ダンピングヤード内で	朝の日常点検及びエアー等による清掃終了後、重機をバックさせようとした時	重機の後ろに作業員が立っていたので、ヒヤリとした。	①停止していた重機を動かす場合は、死角や周囲に気を配り、指差し呼称で確認する。②重機をバックさせる際は、無線連絡等で作業員へ周知し、バックブザーを鳴らして一呼吸置いてからゆっくりバックする。
4	検品ヤード内で	重量(約20kg)ある廃棄物を移動させようと、一人で持ち上げた時	腰に痛みを感じた。	①重量物を扱う場合は、不用意に持ち上げずに正しい姿勢で行う。日頃より正しい姿勢を教育する。②重量物は一人作業を避け、応援を頼み二人以上で行う。③腰痛等の持病を持っている人は、朝の体操やストレッチを入念に行い、必要に応じてサポーター等を装着し防護する。
5	自社工場で	マルチ解体機で、4t平トラックに積んであるフレコンバッグを降ろしている時	重機の操作を誤り、誘導員にフレコンバッグが接触しそうになった。	重機での荷降ろし作業は禁止し、フォークリフトを使用する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

## 質問相談 1

- ①相談者：物流業者（運送業、倉庫業）  
 ②相談案件：リース品の下取り回収業務と産廃処理業の許可について  
 ③内容：警備会社の警備機器を下取り回収している。回収物は物流センターにてデータ消去と再生目的の選別分解作業を行っている。

## ④質問：

- ・不用な機器を下取り回収して、物流センターに集荷する行為は産業廃棄物の収集運搬に該当するか？
- ・物流センターでの再生目的の分解・選別作業は中間処理の許可が必要か？

## = 回答 =

- ①新製品の販売時に不用となった同種の使用済みの製品を、無償で引き取る行為は業許可不要とされる。（旧厚生省、平12.9.29衛産第79号通知に記載）  
 ②リース品の下取り回収では、販売者の所有権は残存しており、自社物の自社運搬となる。この点でも収集運搬許可は不要と考えられている。  
 ③物流センターでの自社製品のデータ消去と分解・選別行為は廃棄物の中間処理行為とは認定されていない。

理由は「物理的、化学的、生物的操作による変化を伴わない処理のため」

なお、運搬、消去、分解・選別に伴い新たに発生する廃棄物は当該リース会社の廃棄物として適正に処理する義務がある。

④物流会社がリース品の運送、分解、選別の一連の作業を請負う場合でも、廃棄物の処理責任があるのは当該リース品の会社である。

⑤内閣府の規制改革推進重点計画（平

21.3.31）では「下取り回収」を促進する計画があり、重点計画事項11項目の一つに次の方針が閣議決定されている。すなわち、内閣府は、「電子機器等、同種の商品であれば、他社製品の下取りも可能である事及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時である必要は無いこと」としている。

## 質問相談 2

- ①相談者：電気工事業者  
 ②相談案件：処理費の支払い方法。

## ③内容：

産業廃棄物の委託契約は、収集運搬業者と処分業者と別個に締結している。産廃処理費についても個別に業者支払いを行っているが今後一括支払いを予定している。

## ④質問：

各行政のパンフレットでは産廃処理費は、個別の業者に支払う方法が「望ましい」とあるが、片方の業者に一括支払は違法性があるのか。その理由は何か？

## = 回答 =

- ①原則的な見解は、個別の処理委託契約に基づき、事業者は収集運搬業者と処分業者に個別に処理費を支払うこと。  
 ②なお、処理費の支払方法については廃棄物処理法では特段の定めがない。これは、商法と民法の法令に委ねられていると解釈されている。  
 ③廃棄物処理に伴う処理費の支払につき、収集運搬業者に処分費を含めた処理費を支払い、その中から処分業者に処理費を支払う方法も違法とは言えないが、覚書等により支払方法の確認が必要である。

④処理費の一括支払い方法では、多くの都県市では「違法とは言えないが望ましく無い」の見解を出している。その理由は、不法投棄など不適正処理の原因となる要素が想定されるからである。

⑤すなわち、契約処分業者にて処分されずに処理費の安い他の処分業者にて処分された場合、排出事業者として確認が容易でない場合が多いためである。

⑥行政では、排出事業者が処分まで確認する処理責任を果たすためには「処分費を個別に支払うのが望ましい」として、この個別支払いの趣旨徹底と指導を図っている。

## 質問相談 3

- ①相談者：産廃収集運搬業者  
 ②相談案件：マニフェスト伝票の扱い

## ③内容：

洋服等販売用のハンガーを回収し資源化中間処理施設に搬入する場合のマニフェスト伝票の記入方法

## ④質問：

- ・処理施設に持ち込むマニフェスト伝票の廃プラの処分方法は何と記入するか？
- ・最終処分は何と記載するか？

## = 回答 =

①処理施設において破碎され、ペレット化されて、売却される場合には、破碎（再生）と記載する。これにより最終処分が再生であることが表示される。

②ペレット化された時点で廃棄物を卒業したことになる。

③マニフェスト伝票は、D票とE票が同時に処理済み確認が可能となる。

## 質問相談 4

- ①相談者：古物商  
 ②相談案件：古紙問屋に納入する場合

## の委託契約書

## ③内容

再生事業者登録のある古紙問屋に古紙を納入する場合の委託契約書とマニフェスト伝票の扱い。

## ④質問：

- ・有価売却している場合には、委託処理契約書は不要ですか？
- ・有価売却と処理費支払いが混在している場合の委託処理契約書は？
- ・処理費支払いの場合、マニフェスト伝票は必ず交付する義務があるか？

## = 回答 =

①扱う古紙の全量が有価売却であれば廃棄物の委託処理契約書は不要である。ただし、売買契約書の書面を取り交わすことが望ましい。

②有価売却と処理費支払いが混在する場合、古紙は「もっぱら物」であり、廃棄物処理法では委託契約書の締結を義務付けまでしていない。

③都県市の中には「もっぱら物」は廃棄物由来であり簡便な資源化処理委託などの書面による契約の締結が望ましいとしている場合が多い。

④古紙などの「もっぱら物」を専門的に扱っている回収業者については、政令により処理業の許可の無い場合も営業が可能であり、マニフェスト伝票の使用の義務も緩和され代替伝票が使用される場合が多い。

以上

## おわりに

上記の回答について、ご意見がある場合は東京産廃協会のホームページに掲載の問合せメールをご利用ください。

ご意見のあったことを当機関誌で報告するとともに、関係機関に照会の上、改めて、より妥当かつ適切な回答を提供する所存です。

【東京産業廃棄物協会 ホームページ  
 URL:<http://www.tosankyo.or.jp/>】

東京産廃協会 専任相談員 北村 亨

## 会員情報

### 〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成21年8月31日発行）への掲載頁

都築電気(株)

(賛No.58)

【旧代表者名】 代表取締役社長 鳥潟守一

58ページ



【新代表者名】 代表取締役社長 安藤 始

(株)太陽油化

(No.4011)

【旧代表者名】 代表取締役社長 石田正夫



【新代表者名】 代表取締役社長 石田太平

47・48・166ページ

(株)共同土木

(No.2084)

【旧代表者名】 代表取締役社長 岡林 满



【新代表者名】 代表取締役社長 岡林 靖幸

141・193ページ

(株)ティーエムハンズ

(No.4147)

【旧代表者名】 代表取締役 沼田 正



【新代表者名】 代表取締役 矢野 晃治

133・189・190ページ

【旧住所】 〒197-0022 東京都福生市本町22 サンライズビル

【旧電話番号】 042-530-7117

【旧FAX番号】 042-530-7118



【新住所】 〒186-0012 東京都国立市泉4-7-8

【新電話番号】 042-577-1789

【新FAX番号】 042-505-5600

※旧本社は関東支店として営業

## 委員会報告



### 青年部(加藤部長)

平成22年5月13日(木)15時より12名の幹事により幹事会が開催された。

まず、来月に予定されている総会の議案書及び勉強会の内容について検討された。議案書に関しては現在の3つの委員会体制の下にさらに委員会を設けるか今後見直す方向となった。また、勉強会の内容は「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト入力説明会」についてカーボンフリーコンサルティングの方を招いて行うことで確認された。

続いて、関東ブロック協議会の今後の行事予定の詳細内容と参加呼びかけがあつた後、先月のアースデイの報告があり、来年へ向けての課題について話し合われた。

最後に、今後の行事予定について確認されるとともに締切が迫っている法令委員会主催のエコドライブセミナーの最終回の申込状況について法令委員長から説明があった。まだ、枠が空いているので是非参加との呼びかけがあり会議は終了した。

なお、次回の幹事会は6月4日(金)の総会と同日の14時から開催される。

### 安全衛生推進委員会(伊藤委員長)

平成22年5月20日(木)15時より9名の委員によって開催された。議題は、①6月に予定している「収集運搬業 社内管理体制構築のすすめ研修会」について、②平成23年1月より実施予定の安全衛生に関する表彰制度についてである。

まず、伊藤委員長より、事前打ち合わせで決定した研修会に関する報告が次の通りなされた。総論と経営管理の講師を吉本名誉会長と高橋会長に、労務管理については阿部副委員長に講師を引受けた。1社4名までの受けとし参加人数を180名に増やした為、会場をベルサール西新宿へ変更した。また、委員は12時45分に会場へ集合し、受付や会場整備等の事務作業を手伝う当日の役割についての確認が行われた。

安全衛生に関する表彰制度については、阿部副委員長が作成した「安全衛生表彰規程」を基に、変更や追加箇所を各自検討し、6月もしくは9月の委員会で協議することとなった。

最後に、今年度も「安全に関するポスター」を配布したいという意見があり、討議が行われた。委員会の予算等を検討する必要がある為、理事会にて伊藤委員長より提案、協議する方向で決定した。

なお、次回委員会は6月11日(金)研修会終了後に開催することとなった。

# ようこそ相談



弁護士  
芝田 稔秋

## 法律相談

### 廃棄物の定義と判断基準（2）

廃棄物処理法が昭和45年（1970年）に制定されてから40年。

社会・経済が変わり、環境問題や処理法に対する社会の関心も変わるために、処理法も随分改正され、変遷した。

処理法が見直され、去る5月半ば、また改正された。

判例は処理法の運用の実際を示すモデルであり、処理法の生きた姿を見せてくれる。判例によって、これから先のコンプライアンスに役立たせよう。

前回は処理法に基づく「廃棄物の区分と判断基準の変遷」という主題のもとに、「廃棄物の定義」・「廃棄物の判断基準」・「廃棄物の定義と判断基準との関係」・「産業廃棄物と一般廃棄物との関係」・「特別管理産業廃棄物」・「専ら物」について説明した上、廃棄物についての判断基準についての判例として、最高裁判所の「おから判決」を紹介しました。

また、行政機関はどう考えているかについて、環境省の「行政処分の指針」

（平成17年8月12日）に示された考え方を紹介しました。

そこで、今回も前回に引き続き、「廃棄物の区分と判断基準」のテーマを扱いますが、廃棄物か非廃棄物について、紛らわしい廃棄物の区別や、区別の仕方ないし考え方について、具体的な判例を通して勉強したいと思います。

**問1** 非廃棄物（廃棄物でないもの）と廃棄物とは、区別が困難といわれる理由を教えてください。

**答** 廃棄物とは「不要物」のことですが（処理法2条1項）、「不要」とは、法的な概念というよりは、多分に経済的な概念です。法律上の「不要物」と「経済的な不要物」とが一致すれば問題ないのですが、普通は、その間にギャップが存在する場合が多く、そのために、非廃棄物と廃棄物との截然とした区別が困難となるのです。このギャップのために、処理法の解釈・運用に混乱を招くのです。

なぜかというと、すべての物は初め

から廃棄物というものはなくて、初めは商品として買ってきて、長い間使っているうちに「不要」となっていくわけです。非廃棄物は、時間の経過によって腐敗してしまう（飲食不可能になる）、使用によって磨耗したり、色が褪せたり古びたりして心理的に使用したくなくなり、長期間のうちに、いろいろな衝撃を受けて損傷し、修理を繰返しても効かず、使用に堪えなくなり、物理的に不要として廃棄することになります。非廃棄物は、いつかは廃棄物に変わるのであります。

いつの時点で不要物となるか、「法的な不要性」と「経済的な不要性」との違いが生じます。また、不要な原因は、物理的な理由（性状）と、心理的な理由があります。

物理的な理由は、腐敗や破損による修理不能などをいいます。

心理的な理由は、まだまだ実際は使用できるけれども、長く使ったために飽きたから取り替えたいとか、買ったばかりだけでも、新製品に魅力的なものが出てたために取り替えたいなどという欲望から廃棄したくなる場合があります。

身近なテレビを例にいようと、買ってから5年立つけれども、まだまだよく写るし音声もしっかり出るけれども、新型テレビが出たため、どうしても新型を買いたい衝動にかられて、今までのテレビを廃棄処分することを決断します。

法的にはこの廃棄の決断によって、今までの使用者にとっては不要物＝廃

棄物となります。しかし、経済的（客観的）にはまだ十分使えるために、廃棄物＝不要物とはいえないことになります。

では、この廃棄されたテレビ（以下「Xテレビ」という）は廃棄物でしょうか、非廃棄物でしょうか。どちらというべきでしょうか。

これを解決するのが「廃棄物の判断基準」なのです。

Xテレビは、X氏にとっては、X氏の廃棄の意思の強固さを確認する必要があります。X氏は、Xテレビがたとえ盗まれたとしても、告訴する気もない、誰かがタダで持っていてもモンクはないほど、廃棄の意思が強固なら、Xテレビは、X氏だけにとっての廃棄物となります。世間一般にとっては、廃棄物とはいません。ですから、YがX氏宅からY宅とかZ宅に運び出すのに、契約書も要らなければマニフェストも要らないし、勿論許可も要りません。

環境省の行政処分の指針による「廃棄物の判断基準」の適用の結果です。すなわち、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」だということですから、X氏だけについては、廃棄の意思が強固ですから、廃棄物だと認めざるを得ません。

しかし、X氏以外の世間一般にとっては、テレビの性状は、5年しか経って

いなくて、まだまだ見えるものであり、廃棄する必要のない物であること、廉くではあるが売れるであろうこと、こういうことを総合的に勘案して判断すれば、廃棄物とはいえないということになるわけです。

**問2** 消費者からの廃棄物の見方ではなく、生産者側から見た廃棄物についての見方の例で、相対的・流動的だという理由はなんですか。

**答** たとえば、メーカーがある製品を大量に作って卸売業者を通じて販売に出していましたが、まもなく、他に優れた機能を持つ製品が発明され販売されることになったために、今までの製品が売れなくなって、返品されてしまいます。在庫を大量にかかえて、逆に倉庫料の支払いが増えて負債が大きくなるという事態になると、廃棄物として処分する方がかえって得となる場合が生じます。

つまり、新品でありながら、廃棄物=不要物となるわけです。

この場合は、製品自体の性状において不要物とか汚物になったのではなく、商売上の計算から廃棄処分するわけですから、広い意味での心理的な理由による廃棄物といえます。つまり経済的な原因による廃棄物です。

しかし、心理的な使用不能とか、物理的に使用不能という理由で廃棄するとはいえ、他方では利用価値を認める者もあり、そのまま使いたいと思う者がおります。あるいは破損した物でも、

修理して使う者もいます。技術の発達で使用が可能になる例もあります。こういうわけで、廃棄物か非廃棄物かは相対的・流動的であるというわけです。

**問3** 廃棄物か否か、紛らわしいものがありますので、その点について、解説してください。

**答** 紛らわしい物に、何を含めるかが問題ですが、次のような物を挙げることにしましょう。

(1) 【専ら物】これは廃棄物です。これは前回（4月号）で解説しましたので詳細は省きます。専ら物だけを収集運搬・処分するのではなく、他の廃棄物も混合して収集運搬や処分する場合には、許可が必要です。契約書も、マニフェストも必要です。

(2) リサイクルされた製品=非廃棄物 中間処理業者が廃棄物を受け入れて、適正な処理をして、社会的に公認された利用価値のある製品を製造すれば（再生利用）、その後の取扱いは、許可は不要、マニフェストも発行不要、契約書も作る必要なしとなります。

リサイクルされた製品は非廃棄物です。ですから、原材料、燃料、地盤改良材などの有用物として扱いとなります。当然、一定の値段をつけて販売することが出来ます。

(3) 有価物、有用物

真に有価物・有用物であれば廃

棄物ではなく、非廃棄物です。

有価物・有用物という用語は、処理法上の用語ではありません。この「有価物」という言葉は、もと、許可を免れるための言い訳に使われた用語なので、真に有価物に当るかについては、慎重に判断しなければいけません。

“有価物”とか“有用物”といつても、どの程度の価値や有用性があるのかがわからないので、言葉だけから判断してはなりません。つまり“偽装有価物”に気をつけなければいけないということです。“偽装有価物”についても、長野県のホームページから拝借して末尾に載せたので参考にしてください。

「有価物」の由来は、厚生省が昭和52年の「通知」において、廃棄物の判断基準として、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で観念できるものではない」と解説した結果、それなら「有償で譲渡することができる物」、つまり「金を払えば廃棄物ではなくなる」と強弁し、現に、役所が無許可で収集運搬・処分した過去の経緯を認めた歴史があります。豊島事件の場合です。

**問4** 廃棄物の判断基準が変遷したと訊きますが、どういうことですか。

**答** 廃棄物の「定義」は処理法の第2条に明記されていますが、それとは別に、「廃棄物の判断基準」といわれるものがあることは、前回（4月号）でお話しました。

廃棄物の定義だけでは、廃棄物か否かの判断がつかないために、判断基準が作られてゆくのです。法を適用して、不法投棄だと認定して有罪とするには、事件全体から見て不適当だと思われる場合があり、廃棄物を不法投棄したとはいえると判断しようとする場合に、廃棄物の「定義」を変えることは、法律の改正が必要であるからできないし、そこで「判断基準」の範囲の中で、工夫をするわけです。

逆に、法律を形式的に適用すれば無罪になってしまい（例えば偽装有価物）、可罰性のある者をみすみす逃がしてしまう愚を犯すことになるので、このような場合に、罪刑法定主義の範囲内において、廃棄物の判断基準を立てて、偽装を見抜いて廃棄物だと認定して、有罪として刑罰を科するのです。

では、これまでに築かれた廃棄物の「判断基準」は、どういうものがあるか、どう変遷したかを辿ってみよう。

幸い、長野県がホームページに丁寧に解説して載せてあるので、その解説をお借りして、紹介させていただくことにします。

長野県は「廃棄物の定義」と称しているので、そのまま紹介します。

## 廃棄物の定義の変遷

(長野県のホームページから)

昭和46年「廃棄物とは客観的に汚物又は不要物として觀念できる物であつて占有者の意思の有無によつて廃棄物又は有用物になるものではない。」(厚生省通知)

占有者の意思により不要となつた「売れなくなつた新品の製品」が規制対象とならない！

昭和52年「廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で觀念できるものではない。」(厚生省通知)

平成11年「廃掃法政令でいう不要物とは、自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに相当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。」  
(最高裁第二小法廷判決)

平成13年「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの。」(厚生省通知)

平成17年「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの。」「廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われる虞があり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法の適切な管理下に置くことが必要であること。」  
(環境省通知。いわゆる「廃棄物該当性判断」)

## 偽装有価物の変遷

### ◆昭和、平成のはじめの頃

- ・鉱さいや脱水汚泥を埋め戻し材として利用（東京の六価クロム事件）
- ・建設廃材、燃え殻の農地還元



### ◆最近の事例（リサイクル名目で金儲けのために環境破壊）

- ・中間処理後の木屑チップを改良材と称して農地還元・土地→防腐剤含有の重金属による土地汚染、腐敗、汚水、火災発生
- ・中間処理後の汚泥再生品、鉱さいを改良材と称して土地造成→汚泥、鉱さい含有の有害物質による土壤汚染、汚水発生
- ・混合廃棄物の中間処理後の筛い下を土砂と称して土地・法面造成→異物混入による清潔不保持、害虫発生、土壤汚染、汚水発生

## リサイクルと偽装有価物

### 木屑チップのリサイクル

原料：家屋解体木屑、造成等からの樹木、剪定枝、樹皮など

使用用途：ボイラー燃料、肥料原料、マルチング材など

- 不適正処理の兆候 → 利用先が明確でない（販売先不明）  
→ 定期的な搬出がない（利用計画未定）

### 有機汚泥等のリサイクル

原料：水処理施設の有機汚泥、動物の糞尿、動植物性残渣など

使用用途：堆肥など

- 不適正処理の兆候 → 臭いの苦情、施肥と称した処分（不法投棄）  
→ 農地への堆積（不適正保管・処分）



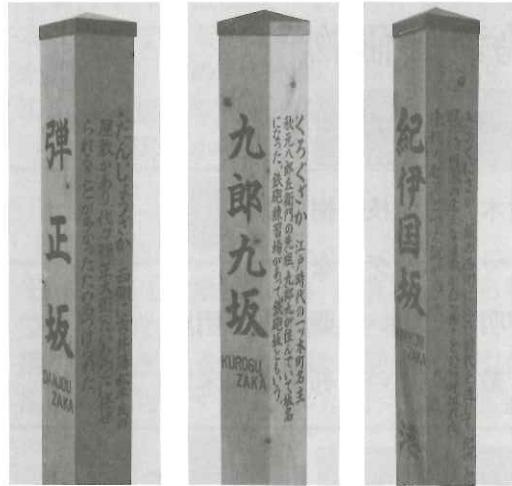
# お江戸ぶらぶら歩る記

## ニお江戸の名所旧跡ニ

### 赤坂から青山へ②

豊川稻荷を出ると青山通りの反対側に赤坂警察署が見えるが、警察署前を右折し弾正坂を下ると、その右側一帯は所謂、赤坂御用地と呼ばれるところで、これからこの御用地を一周することとなる。まず最初が秋篠宮邸入口が見られる。今回は青山通り側は歩かないが、寛仁親王邸と三笠宮邸がある。

弾正坂は九郎九坂と交わり、その先



弾正坂

九郎九坂

紀伊国坂

は紀伊国坂に至ることになるが、坂の名前を標識によって説明すると、まず弾正坂は西側に吉井藩松平氏の屋敷があり、代々弾正大弼に任せられること多かった事によるために名付けられたといわれる。また九郎九坂は江戸時

代一つ木町名主、秋元八郎左衛門の先祖、九郎九が住んでいて坂の名となつた。鉄砲訓練場があって鉄砲坂とも言っていた。そして、紀伊国坂であるが、坂の西側に江戸時代を通じて紀州(和歌山県)徳川家の広大な屋敷があつたことから呼ばれたそうだ。



迎賓館入口

弁慶堀の最北端、上智大学側からの接点近くに迎賓館の和風別邸の門があり、その先に迎賓館があつて土地の形として新宿側に大きくせり出している。ここ迎賓館赤坂離宮は年一回7月下旬ごろに数日間の参観が許されている。今年はすでに5月下旬に申込が締め切られているが、離宮は赤坂の象徴的な存在といえる。明治19年に着手、32年に着工し10年の歳月を掛け。42年に竣工した。この工事は、当時の日本建築界の名誉をかけて、総力を結集した大事

業であり、幕末から嘗々と築いてきた「洋風建築技術の総決算」とされている。

現在の建物は、大正天皇の皇太子時



迎賓館の遠景

代の東宮御所としてヴェルサイユ宮殿を範に建てられたといわれているが、なぜか大正天皇はお住みにならなかつたそうであり、また、昭和天皇も摂政時代に使用され、住み心地はよくなかったと漏らされていたそうである。しかし、サーモスタットつきの暖房など、明治天皇も贅沢だといわれるほどの当時としては最高の設備だったとされている。

戦後、国会図書館等に使用されたが、昭和43年2月に迎賓館として復旧改装工事に着手5年半後に完成した。1階に随員寝室などを配し、2階がカクテル・ラウンジ、レセプション・ルーム、大食堂、主賓寝室などとなっており、謁見を行うレセプションルーム「朝日の間」の黒田清輝による天井画など著名な画家、彫刻家の美術・工芸品で飾られている。

迎賓館脇は鰐河橋坂というが、東宮御所ご門前は安鎮坂という。付近に安鎮(珍)大権現の小社があったから坂の名前となった、と標識に書かれている。

東京都神社庁の前を通り、権田原の交差点まで出ると右側に明治記念館がある。ここは結婚式場として有名で、各種会合に使用され、全産廃連の総会はここで開かれる慣わしとなっている。

建物は、明治6年(1873)仮皇居が旧紀州邸に置かれて赤坂御所といわれたとき、御会所として明治18年(1885)に建てられ、明治21年から枢密顧問官の会議場として明治憲法や皇室典範等が審議された。

記録によると明治41年(1908)伊藤博文に御下賜となり、博文は当時の大井村に移したが、子の伊藤博邦は明治神宮奉賛会に寄附、大正7年(1918)現地に移して憲法記念館とした。戦後の昭和22年(1947)から明治神宮が明治記念館として経営、車寄せは旧觀を残しており、裏庭に面した大広間が憲法等を審議した部屋といわれる。

権田原から左折して青山中学校前を通って青山一丁目の交差点に至るが、この一帯が外苑といわれる前は代々木練兵場であつて、さらに江戸時代には下級幕臣の屋敷等があつたところとされ、権田原の地名は一武士の名前に基づくものといわれている。青山中や都営住宅横を通るイチョウ並木といわれる通り付近は北青山一、二丁目で、その北側は神宮外苑で新宿区となり、表題の「赤坂から青山」という行程からは、青山通りの南側一帯の赤坂一丁目から九丁目の一帯は歩く道筋から青山の後になるのでご勘弁いただきたい。

(この項つづく、明)



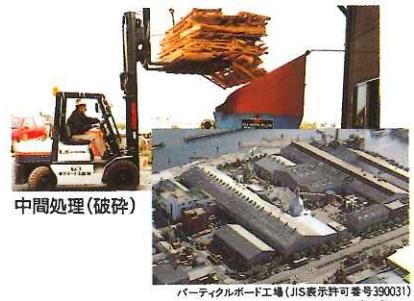
# よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



鋼 粉



受け入れ・中間  
処理(破碎)

私たちには究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

**パーティクルボードとは…。**  
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築・建材・家具・木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

**パーティクルボードとは…。**  
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築・建材・家具・木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利

**目標は究極のリサイクリング(資源循環の輪)なのです。**  
当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化することは避けません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ちいただいたことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクリングなのです。

**TB 東京ボード工業株式会社**

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号  
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525  
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。

<http://www.epd-eco.com>

